日本ユーラシア協会とは
旧ソ連邦に住む諸国民との相互理解と友好を進める（旧）日ソ協会の統一した名称です

日本とユーラシア
JAPAN-EURASIA SOCIETY

愛知版　No. 616

（ニュース、投稿は下記へ）
〒461-0004
名古屋市東区葵1-22-26
日本ユーラシア協会愛知県連合会
電話　052-932-7211

メールアドレス　eurasia_aichi@yahoo.co.jp　ホームページ　http://nichiyu2015.webcrow.jp

コロナ渦での活動 その教訓
日本ユーラシア協会愛知県連合会

未だ 収束が見えない「新型コロナウイルス」その中でも 工夫をした 活動を展開しなければならない。今日迄の 取り組み内容である。

1ロシア語教育普及活動

第１８８期は 緊急事態宣言発出に伴いやむなく中途から中止をした。

その教訓から 第１８９期中途から対面授業に加えてオンライン・zoom授業を一部クラスに取り入れた。

また、新たに空気清浄器付き加湿器も購入した。

この方式で第１９０期はより多くの受講生を迎えたい。

今後の推移にもよるが 状況に応じた適切な対応が必要である。

2チェーホフ愛好会

会員要望と県連財政補填の観点からチェーホフ愛好会を立ち上げた。

毎月二回参加費はその都度５００円、講師料はボランティアにて実施している。参加者はまだ不十分であるが、続けていく覚悟である。

3行事と事業の在り方

前年は行事・事業とも全て中止となった。

コロナ禍で心配する事は会員の方々が 気持ちの上でも「協会」活動から離れてゆく事である。

その意味からも各種行事・事業は二年続けて中止はしない。

コロナの状況により規模の縮小等は考えるが「ユーラシアフェスティバル、ロシア兵士墓地慰霊祭、県連総会、ロシア語特別講座、「ヨールカ祭」等々開催日程を延期し実施する。

4「コロナ対応」カンパ

役員で相談・協議をし「コロナ対応」カンパを取り組む事とし、県連機関紙を通じて要請し訴えた。

会員の方々も生活状況が厳しいとの心配もあったが今日迄約１００万円のカンパが寄せられ、記念品（物産品）をお送りしている。

この事実は会員の方々が協会に寄せる期待と取り組む役員の情熱の表れであろう。

5「物品販売」活動

ワイン・ウオッカ等新しく紹介いただいた業者から仕入れる事とした。

その他の物品も含め、今後待ちの姿勢から攻勢へと転じる販売活動が求められる。

6合唱団「ミール」の奮闘

今回15回目を迎えた東海地方の国際交流団体の催し「ワールドコラボフェスタ」はコロナ禍の為、ウエヴ方式による開催となった。

これ迄出演していた多くの団体が見合わせるなか合唱団「ミール」は県連とも相談しながら、事前の撮影会に参加し、日頃の練習成果を披露し、平和の歌声を届けた。

このウエヴ方式による放映は２０２０年12月12日～２０２１年１月12日迄閲覧され合唱団「ミール」の再生回数は全国２４０回と多くの方々に楽しんでいただいた。

引き続く活躍に期待するものである。

7教訓

この一年、コロナ禍に苦しめられた。また、今後 形態の違う困難な課題が押し寄せてくる事も考えられる。

その場合、現象面に怯む事なく、困難な状況下に於いても会員・役員、一体となり、相談と激励をし合いながら協会活動を着実に遂行するという大切さを今回の取り組み内容から学んだ教訓である。

福島を忘れない！被災地に寄り添って10年
設立から30年「ＮＰＯ法人チェルノブイリ救援・中部」の活動
３月２日（火）～４月３日（土）「ピースあいち」３階展示室

東日本大震災から10年を迎えます。ピースあいちは２０１２年から毎年この時期に、「福島を忘れない」と題する写真展や講演会をチェルノブイリ救援・中部のご協力を得て行ってきました。今年は、設立から30年間のチェルノブイリ救援・中部の活動を紹介します。その取り組みに学び、原発事故の実態を知り、「被災地に寄り添う支援」や「平和」について、いっしょに考えていきたいと思います。

（企画展案内チラシより）

名古屋大空襲展も３月２日（火）から５月22日（土）まで３階展示室で行っています。

開館時間　11時～16時（最終日は15時）

休館日　日曜日、月曜日

入館料　大人３００円　小・中・高生１００円

交通　地下鉄上社駅から市バス上社11号系統「じあみ」下車、西へ徒歩３分

凄すぎるピアニズム
イリヤ・イーティンピアノリサイタル
４月24日（土）14時開演　宗次ホール

突出した才能と卓越した技法を持つピアニスト、イリヤ・イーティン。ロシアのエカテリンブルグ生まれ。モスクワ音楽院を最優秀で卒業。Ｉ・ナウモフ氏に師事。「彼の音楽は、誠実で温かく、詩的で、ロマンティシズムに溢れている。」とナウモフ教授のエピソードにある。リーズ国際ピアノコンクール審査員全員一致の第１位受賞、並びに近現代音楽部門第１位、ＢＢＣ放送聴衆賞受賞。ラフマニノフ国際コンクール第２位、ウィリアム・カペル国際ピアノコンクール第２位、クリーブランド国際コンクール第１位、並びにショパン賞受賞。ブリンストン大学・ゴランスキー・インスティテュートクラスに毎年招かれてマスタークラスを、またジュリアード音楽院、ＵＣＬＡでマスタークラスに招かれている。２０１７年からウラル大学に招聘され、２０１８年ウラル国際音楽コンクールピアノ部門の審査委員長を務める。日本音楽コンクール、及び仙台国際コンクールの審査員を務める。

現在、武蔵野音楽大学客員教授。

プログラム

バッハ　パルティータ第６番ホ短調　ＢＷＶ８３０

バッハ／ラフマニノフ編　ピアノの為の無伴奏ヴァイオリンパルティータ第３番ホ長調ＢＷＶ１００６　プレリュード／ガヴォット／ジーグ

ラフマニノフ　「音の絵」ＯＰ．39（全曲）

全自由席　４０００円

お散歩ピアノ２
ピアノで旅するハンガリー
關谷範子、ゲスト・田中雅也
５月２日（日）11時30分開演　宗次ホール

田中雅也をコンサートツアーガイドにゾンゴラ（ピアノ）で巡るハンガリー音楽てんこ盛りの旅にご案内。シューベルトも魅せられた東洋西洋がまじり合うハンガリーのメロディーをお楽しみください。

田中正也は15歳で単身モスクワへ行き、モスクワ音楽院、および同大学院を修了し、ネルセシアン、ヴォスクレセンスキーに師事。カントゥ国際ピアノコンチェルトコンクール第１位、スクリャービン国際ピアノコンクール第１位など多くの賞を受賞しており、また日本ユーラシア協会本部理事も務めている。

プログラム

リスト：３つの演奏会用練習曲より　“ため息”

ブラームス：ハンガリー舞曲（４手連弾）　第１番／第５番／第16番　他

全自由席　１０００円

♪ＣＤセット券発売♪

一緒に歌っても良い！じっくりと聴いても良い！味わい深い「日本のうた」をぜひご自宅でお楽しみください！

コンサートのチケット代に＋１０００円でコーラスユニットCoCoRoniが歌う日本の唱歌・抒情歌がたっぷりと収録されたＣＤ（定価１８００円＋税）が１枚付きます。ご希望のお客様はコンサートのご予約時に「ＣＤセットで」とお申し出ください。

ロシアでの人権保障はどうなっている？（その１）
ロシアの憲法裁判から見たその実態の諸相

日本ユーラシア協会愛知県連合会会長　杉浦一孝

連載にあたって

日本ユーラシア協会の会員の皆さんは、ユーラシア諸国における個人の権利および自由（以下「人権」と略称する。）の問題に大きな関心を寄せられていると思います。最近、新聞紙上で取り上げられているナヴァリヌイ事件に対しては、ほとんどの人たちが、程度の違いはあるにしても、プーチン政権による人権侵害の事件と見ているのではないでしょうか。ロシアについては、欧米諸国や日本では、この事件にとどまらず、大統領中心の権威主義的政治体制のもとでの人権の軽視、ひいては人権侵害を批判する声が多いことも事実です。そこには、先入観にとらわれたものも当然あります。

筆者は、ロシアでの人権保障のありさまをめぐるこのような状況を念頭に置きながら、とくにロシア憲法裁判所の裁判（おもに判決）を検討し、ロシアにおける人権保護の実態を会員の皆さんに知っていただきたいと思い、本誌にこの連載（原則として隔月1回）をはじめることにしました。人権保護の実態と言っても、その一端だけしか伝えることができませんが、一般の新聞等からは知りえないことをなるべく多く紹介していくつもりでいます。

今回は、次々回からの具体的な憲法裁判とこれをとおしての人権保護の実態の紹介の前に、ロシアの人権保障の法制度、とくに、その中心となる憲法裁判制度を簡単に紹介しておきます。

ロシア憲法裁判所の創設と憲法裁判の基準

ロシア憲法裁判所（以下「憲法裁判所」という。）は、一般の民事事件や刑事事件などを取り扱う通常裁判所とは別に、ペレストロイカ時代の末期に創設され、1991年12月のソ連解体前の同年10月30日からその活動をはじめました。これが30年代後半の大粛清をはじめとするソ連時代の深刻な人権侵害に対する反省にもとづくものであったことは、言うまでもありません。

同じころ、ロシアでは、「人間および市民の権利および自由の宣言」（91年11月22日）が採択され、近代自然法論にもとづいた人権の考え方がロシア憲法史上はじめて認められました。このいわゆる人権宣言は、ソ連解体後の翌92年4月の憲法の一部改正により、78年に制定された旧ロシア憲法に取り込まれることになり、憲法裁判所による人権保障の領域での憲法適合性審査の基準となりました。93年12月にあらたに制定された現行のロシア憲法の人権に関する規定は、これを基本的に受け継いだものです。

このロシア憲法は、「人間ならびにその権利および自由は、最高の価値である。人間および市民の権利および自由の承認、遵守および保護は、国家の義務とする」（第二条）と定めた後、「人間の基本的権利および自由は、譲り渡すことができず、生まれながらにしてすべての者に属する」（第一七条第二項）として、近代自然法論にもとづく人権という考え方を憲法で規範化しました。このあと、ロシア憲法は、人権保障の領域での原則として、「人間および市民の権利および自由は直接的な効力を有する」との原則（第一八条）、法の下の平等原則（第一九条）などを定めています。そして、すべての者の「生命に対する権利」を保障する第二〇条の規定をはじめとして、個別の権利および自由を後続の各規定で保障しています。

被侵害者の権利の保障と法的救済制度の整備

このように憲法で「人間および市民の権利および自由」が保障されていても、実際にこれらが侵害されたとき、その救済のための法制度が用意されていなければ、これらは画餅に帰すことになります。ロシア憲法は、この救済制度を、次のように被侵害者の権利の保障制度として定めています。

「1 すべての者は、その権利および自由の司法的救済を保障される。／2 国家権力機関、地方自治機関、社会団体および役職者の決定および行為（または不作為）は、裁判所に訴えを提起することができる。／3 すべての者は、国内のすべての救済措置を利用し尽くしたときは、ロシア連邦の国際条約にしたがって、人間の権利および自由の保護に関する国際機関に申立てをする権利を有する」（第四六条）。この規定を受けて、これまで、改正憲法裁判所法の制定（94年7月21日施行）をはじめとして、関連法令が整備されてきました。

法的救済制度の担い手とその人権意識

しかし、憲法および法令で救済制度が確立されていても、人権を制約することになる法律の制定の権限を有する連邦議会の議員、その法律を解釈して適用する裁判官など、救済制度の担い手たちが人権についてどのような考え方をもっているかにより、この救済制度の実効性は、大きく左右されることになります。上記のロシア憲法第一七条第二項に規定する人権の考え方がその担い手たちの間で共有されていない場合には、この救済制度は、実効性をもちえないことになります。今日のロシア社会には、このような自然法論にもとづく人権という考え方が定着しているとは言えません（日本社会も基本的に同じ状況にあります。）。反対に、長い年月にわたって培われてきたロシア独自の政治・法文化、これに規定された前近代的な法意識（法ニヒリズム＊）が、今なお、根強く残っているのではないでしょうか。

それでは、救済制度の担い手たちの人権についての考え方（人権意識）は、どのようなものでしょうか？

この問題に答えるのには、人権を制約する法律、そのおそれのある法律の制定過程を連邦議会の会議録などの関係資料の分析により明らかにする必要があります。その中から、問題の法律を提案した国家官僚やその法律の制定を積極的に支持した議員たちの人権意識を読み取ることができます。憲法裁判所の裁判官を含む裁判官たちの人権意識であれば、担当した人権裁判の判決の中にそれを見いだすことができるでしょう。

再開された憲法裁判とその大略

さて、憲法裁判所は、93年に新ロシア憲法が準備されていたころ、急進的な改革を進めていた当時の大統領エリツィンの大統領令などに対し、しばしば憲法違反の判断を下していたため、そのエリツィンの超法規的措置により、活動の停止を命じられました（93年10月）。その後、新ロシア憲法制定、そして改正憲法裁判所法の制定を受けて、憲法裁判所は、活動を再開することになりました。憲法裁判所が侵害された人権の本当の救済機関となるのに必要なことは、裁判所その他の機関が具体的な事件で適用した法令の規定により憲法上の権利および自由を侵害されたと考える個人および団体に対し、憲法裁判所にその法令の規定の憲法適合性審査の申立てをする権利をあたえることです。ロシアでは、憲法裁判所の創設以来、この権利は、個人および団体に憲法上の権利としてあたえられてきました。

ここで、95年から昨年までの26年間の憲法裁判の大略を見ておくことにします。この26年の間に、憲法裁判所に法令などの憲法適合性審査の申立てまたは照会がなされた件数は、三万九千五百余件であり、そのうち憲法判断が示された裁判、すなわち判決の件数は、**六五二件**です。残りは、別の類似の事件ですでに憲法判断があり、あらためて憲法裁判所が憲法判断を示す必要がないとき、また個人および団体の申立てや裁判所などの国家機関の照会に訴訟手続上の不備があったときなどの裁判であり、これは決定と呼ばれています。六五二件の判決について言えば、個人および団体の申立てにもとづいたものが圧倒的に多いことが大きな特色の一つです。もう一つの特色は、違憲判決が多いことです。個人または団体の憲法上の権利および自由を侵害していないとして、争われている法令の規定に対し、合憲判断を下した判決は、**二七九件**です。ここには、法令の規定を限定的に解釈すること（合憲限定解釈）により、憲法に違反しないとする合憲判断が含まれています。これに対して、その侵害を認めて、争われている法令の規定の全部または一部を違憲とした判決は、**三六〇件**です。ロシアでの人権保障の視点から見た場合、これらをどのように評価するべきでしょうか？

次々回からは、具体的な憲法裁判（判決）を取り上げ、ロシアでの人権保障の問題を一緒に考えていきたいと思います。

なお、ロシアでの人権保障の問題は、ロシアも加入しているヨーロッパ人権条約を抜きには語ることはできません。そのため、次回は、ロシアとのかかわりで、ヨーロッパ人権条約とヨーロッパ人権裁判所について簡単に紹介することにします。

＊法ニヒリズムは多義的な概念ですが、例えば、95年2月13日から97年2月20日まで憲法裁判所長官を務めたヴェ・ア・トゥマーノフ（故人）によりますと、法ニヒリズムとは、「社会正義が要求する方法で社会問題を解決する法の潜在的能力に対する完全な不信感も含めた法に対する懐疑的および否定的な態度」をいいます（ソビエト国家と法、1989年、第一〇号、二〇頁）。

ロシア語能力検定試験対策講座
5月16日（日）　3級と4級で実施

5月30日（日）に行われる第77回ロシア語能力検定試験に向けて対策講座を開きます。

4級受験クラス
5月16日（日）
10時～12時
講師　市川春季

3級受験クラス
5月16日（日）
13時～15時
講師　山崎タチアナ

場所　愛知民主会館3階ロシア語教室

受講料　1クラス受講につき2000円（ユーラシア協会愛知県連ロシア語講座受講生は1000円）

申し込み締め切り　5月8日（土）午後5時まで。申し込み2名以上で開講します。

コロナ対応カンパ
（2月28日現在）

協力者数　81人
協力金額　９７３，０７５円

たくさんの方々からカンパをお寄せいただき、ありがとうございました。